

## 令和4年第4回定例会議事日程（第2号）

令和4年12月2日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第58号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第5 議案第66号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第67号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第68号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和4年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和4年12月2日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 12月2日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則  
 2 番 向野 倍吉 8 番 岸本加代子  
 3 番 中家 章智 9 番 横川 清一  
 4 番 矢岡 匡 10番 是石 利彦  
 5 番 山本 定生

不 応 招 議 員 7 番 梅津 義信  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	上下水道課長	奥家 照彦
条の規定により説明	教 育 長 江崎 藏	建設課長	軍神 宏充
のため会議に出席し	未来まちづくり課長 和才 薫	地域振興課長	小原 弘光
た者の職氏名	総務財政課長 奥本 仁志	教 務 課 長	南 博己
	住 民 課 長 石丸 順子	建設課主幹	友田 哲也
	税 務 課 長 岩井 保子	吉富あいセンター長	梅林 正典
	会 計 管 理 者 別府 真二	危機管理室長	奥本 恭子
	福祉保険課長 石丸 貴之	検査会計室長	鍛治 淳子
	子育て健康課長	吉富保育園長	
		吉富幼稚園長	

本会議に職務のため 局 長 鍛治 幸平  
 出席した者の職氏名 書 記 西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員、2名を指名いたします。

---

#### 日程第2. 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第57号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第57号について御説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

令和3年6月の地方公務員法の改正に伴いまして、令和5年4月1日から地方公務員の定年延長が実施されることとなり、本町職員についても国家公務員の制度に準じて、定年延長を実施するため関係条例の一部改正や廃止が必要となったことから、本条例を制定するものでございます。

それでは、条を追って内容の説明をさせていただきます。

まず第1条は、吉富町職員の定年等に関する条例の一部改正です。

議案書は2ページ、新旧対照表1ページも併せて御覧ください。

まず、本条例の条文につきまして、条文の数が大幅に増加をすることから、条文の内容ごとに章立てとし、目次を設けることとしております。

次に、第1条の趣旨の規定につきましては、定年に関する地方公務員法の条項が追加・変更されたことに伴い、これに合わせてこの条例に引用する地方公務員法の条項を改正するものでございます。

次に、第2章の定年制度です。

第3条について、本町職員の定年年齢を国の示す基準に沿って、現在の60歳から65歳に延長をするものです。

次の第4条、新旧対照表は2ページになります。附属資料の2ページになります。失礼しまし

た。

定年による退職の特例としまして、特定の職員が定年退職をすることで、第1項の第1号から第3号に規定をしております理由により、公務の運営に著しい支障が生じる場合に1年を超えない範囲で通算3年まで勤務の延長が可能となる制度についての条文でございます。

今回の改正においては、基本的な仕組みは変わりませんが、この後で説明をいたします、いわゆる役職定年を迎えた職員が、引き続き管理職として勤務したまま定年退職を迎えた場合に、引き続き管理職のまま勤務延長する、その場合の条件を追加で規定するということが主な内容となります。以降の改正につきましては、今回の制度改正に伴う新たな条項の追加となります。議案書と新旧対照表どちらも同じ内容となりますので、ここでは議案書のほうで御説明をしたいと思います。

議案書の3ページを御覧ください。下から6行目、まず第3章の管理監督職勤務上限年齢制です。

管理監督職勤務上限年齢制度は、いわゆる役職定年制度のことでありまして、職員の新陳代謝を計画的に行うことにより組織の活力を維持し、公務能率の維持増進を図ることを目的とするものであります。

新たに追加する第6条においては、地方公務員法第28条の2第1項において、条例で定めることとされております、役職定年の対象となる管理監督職の範囲について、本町給与条例第11条第1項の規定により、管理職手当を支給される職員の職、つまり課長と主幹の職と定めるものであります。

議案書4ページ、第7条になります。こちらは、役職定年となる年齢を国の基準に倣い60歳と規定するものであります。

次に、第8条では、法に基づき役職定年により他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めるものであります。第1号から第3号まで3つの基準を定めます。

第1号では、職員の降任等をする場合には、当該職員の職務経験等に基づき、適正を有すると認められる職に降任することとしております。

第2号では、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階の属する職に降任等することとしております。

第3号では、職員の降任をする際に、同時にその職員より上位の職にあった職員を降任する場合は、その上位の職員と同じか下位の段階に属する職に降任することとしております。

続いて第9条では、役職定年による降任等の特例を定めております。通常では、当該職員が60歳に達した日の翌日からその日以後最初の4月1日までの期間、これを異動期間と言いますが、その期間内に降任をして管理職から外れるということになります。その例外としまして、第

1項、議案書5ページの第1号から第3号に規定する事由があると認められる場合には、この異動期間の末日、つまり60歳到達後最初の4月1日から異動期間を1年を超えない範囲で延長し、引き続き管理監督職として勤務させることができるという仕組みを定めたものでございます。

第2項は、異動期間の延長をされて管理監督職にある者の異動期間をさらに1年を超えない範囲で延長して管理監督職として勤務させることができる規定となります。ただし書では、その延長期間は、当初の異動期間の末日、つまり60歳到達後最初の4月1日、その翌日から起算して3年を超えることができない。つまり最長でも63歳に達した年度の末日までしか管理職としては勤務できないという旨を定めております。

次に、第10条では、異動期間を延長して管理職として勤務させる場合には、当該職員にあらかじめ同意を得なければならないという旨を規定をしております。

続いて第11条、議案書は6ページになります。第9条の規定により、異動期間を延長した職員の延長事由が消滅したときは、異動期間の途中であっても降任をすることを定めるものでございます。

次に、第4章、定年前再任用短時間勤務制になります。定年引上げ後の60歳以降の職員については、健康上や人生設計上の理由で多様な働き方へのニーズが高まることを見込まれることから、60歳に達した職員が一旦退職し、当該職員が定年相当年齢に達するまでの間、短時間勤務の職に再任用することができるもので、今回のこの法改正で新たに設けられた制度となっております。

法の規定によりこの制度の対象となる退職時の年齢は条例で定めること、そして、この制度による採用は条例で定めるところにより可能になるとされていることから、本町においても、国に倣って本制度を導入することとし、条例第12条で年齢60年に達した職員を定年前再任用短時間勤務の職に採用することができるものと定めたものでございます。また、ただし書において、この定年前再任用は、その職員の定年退職相当日までの期間とすることを定めております。

次に、第13条では、法の規定により条例で定めることとされております、町が加入する地方公共団体の組合に勤務する年齢60年以上の退職者について、同様に定年前再任用をすることができるという旨の規定となります。

最後に第5章、雑則としまして、この条例の実施に関して必要な事項は規則で定めることとしております。

続いて、議案書7ページです。この条例の附則として、次の2項を加えることとしております。

まず、附則第3項として、定年に関する経過措置を加えております。これは、定年の段階的引上げに関する経過措置となります。表に記載をしておりますとおり、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げていくこととなります。その結果として、令和5年度に60歳の定年を迎える予定であ

りました、今年度59歳の誕生日を迎える職員、こちらについては61歳の定年に延長されます。次の令和6年度に60歳の退職を迎える予定であった今年度58歳の誕生日を迎える職員は、最初の経過措置により61歳に定年が延びた結果、令和7年度に61歳の定年を迎える予定とはなりますが、その令和7年度の初日であります令和7年4月1日に次の経過措置が適用される結果、当該職員の定年は62歳に延長となります。こうして結果としましては、1歳年齢が下がるごとに1年ずつ定年が延長されていきます。それにより今年度55歳の誕生日を迎える職員からは、定年が65歳になるものでございます。

次に、附則第4項としまして、情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規定を加えます。これは、今回の定年延長により給料水準や役職定年など60歳以降に適用される制度が大きく変わることとなるため、当分の間、該当となる職員に、これらの制度の情報提供をしっかりと行った上で、当該職員の60歳以後の勤務の意思を確認するように努めることとする規定でございます。

また、情報提供等意思確認の時期としましては、原則として、当該職員が60歳に達する日の年度の前年度に実施することとなります。

以上が、吉富町職員の定年に関する条例の一部改正の内容となります。

次に、議案書8ページ、附属資料の新旧対照表は11ページとなります。

第2条は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正となります。

第3条において、懲戒処分のうち減給を行った場合の効果についての規定の改正となります。この後の給与条例の改正で御説明をしますが、定年延長実施後は、60歳到達年度の翌年度から給与水準が7割となります。この7割水準となる前に減給処分を受けた職員の給料が処分期間中にその7割水準に下がった場合、この場合に減給処分の金額がこの7割水準となった給料の10分の1に相当する額を超えてしまうという場合には、その7割水準となった給料の10分の1相当の額に減給処分の金額を減らすという規定を追加するものでございます。

次の第3条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

先ほど申し上げました60歳以降の職員の給料水準の設定、それから新たに設けられた定年前再任用短時間勤務職員の給料水準の設定、そして定年延長による降任後の職員の職の設定、こういったものが主な内容となります。

まず、新旧対照表は12ページ、第7条第9項の改正となります。

現行条例では、第7条の2と併せて再任用職員の給料月額に関する規定でありましたが、地方公務員法の改正により現行の再任用職員の制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が設けられることとなったことから、当該規定を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定に改めるものでございます。なお、給料の額や計算方法は、既存の再任用職員と変更はございません。このほか、現行条例で再任用職員について定めている条文について、これを全て定年前再

任用短時間勤務職員に改めます。

新旧対照表の13ページでは、通勤手当、それから次の14ページ、こちらでは時間外勤務手当と1時間当たりの給与額の算出方法、それから15ページでは期末手当と勤勉手当について、次の16ページでは適用除外となる条文について、これをそれぞれ定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

続いて、条例の附則として、次の8項を追加します。議案書と新旧対照表は同じ内容でありますので、こちらも議案書に沿って御説明をいたします。

議案書の8ページの一番下からになります。附則の第13項としまして、当分の間、職員の給料月額はその職員が60歳に達した日後最初の4月1日、これを特定日と言いますが、その特定日以後は、それまで当該職員の受けていた給料月額の100分の70を給料月額とする規定となります。

次に、附則の第14項といたしまして、第1号の臨時的任用職員や非常勤職員、第2号の定年条例第9条の規定により役職定年の特例として、引き続き管理監督職である職員、そして第3号の定年条例第4条の規定により、定年到達後に勤務の延長がされている職員（ただし、既に定年退職日に7割水準になっている職員は除きます）、以上の3号に掲げる職員には、附則第13項に規定をしております、特定日以後の給料7割水準の規定は適用しないという旨を定めております。

続いて、附則第15項は、地方公務員法で定める、いわゆる役職定年により他の職に降任された職員についての給料月額の調整に関する規定となります。役職定年により降任をされた日、これを異動日と言いますが、この時点で降任によりまず給料月額が下がります。続いて、特定日が到来した際に、その下がった給料月額からさらに7割水準に引下げということになりますので、役職定年によりまして二重の減額が生じてしまうこととなります。この調整のため管理職から降任となる前の給料を7割に下げた額、これを基礎給料月額と言いますが、この額と先ほどの二重の引下げを受けてしまった給料月額、こちらが特定日給料月額と言います、この差額を給料として追加で支給することとしております。結果としまして、合計で管理職降任前の給料の7割相当が支給されるということになります。

次に、議案書10ページ、附則の第16項になります。この附則第16項では、前項の規定により差額を受ける職員の給料月額が、当該職員の属する職務の級の最高の号給、例えば3級に所属する職員でいえば、給料表3級113号の35万円が上限となりますが、これを超えてしまう場合には、その35万円に達する日までの金額が差額として支給されるという規定となっております。

次の附則第17項と第18項は、附則第15項の規定による差額を支給される職員以外の職員

について、差額を支給される職員との公平性の観点から必要があると認められる場合は差額を支給することができることを定める規定となっております。

続いて、附則の第19項は、差額を支給される職員に対する第20条第5項と第21条第4項の規定、これは期末手当と勤勉手当における役職加算の規定になりますが、この加算の基礎となる給料月額に差額として支給された給料も含むということを規定をしております。

次に、附則第20項としまして、追加された附則の施行に関して必要な事項は別に規則で定めることとしております。

続いて、附属資料の新旧対照表は19ページになります。19ページを御覧ください。

別表1の改正となります。別表1の改正としまして、現行の再任用職員に適用される給料表について、金額はそのまま定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

最後に、議案書11ページ、新旧対照表20ページの別表2の改正についてになります。

一般職の職務表の4級に、係長に加えて指導主査という職を新たに設置するものです。これは、いわゆる役職定年を迎え、管理職から降任となる職員のための職でありまして、当該職員を係長職ではない形で4級に処遇するため設置をするものでございます。係長は文字どおり各係の長としての職務を担いますが、役職定年後の職員は、そうした組織系統には属さずに後進の指導育成や一定の専門的職務を担うことなどを中心とした新たな職務形態で勤務をすることになるため、この新たな指導主査という職を設けるものです。

なお、管理職からの降任は、法の趣旨に基づきまして、管理職以外の最も高い級で処遇すべきとされていることから、本町では4級に設定をするものであります。

以上が、一般職の職員の給与に関する条例の改正となります。

続いて第4条、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。新旧対照表は21ページになります。

この条例につきましても一般職の給与条例と同様、地方公務員法の改正による引用条文の変更と現行の再任用職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める改正を行うものでございます。

なお、こちらも給料の額や計算方法は、既存の再任用職員と変更はございません。

続いて、第5条、吉富町公営企業職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

新旧対照表は23ページになります。こちらも再任用職員について定めた地方公務員法の引用条文を定年前再任用短時間勤務職員について定めた条文の引用に改めるものでございます。

続いて、第6条、吉富町職員の勤務時間、給与等に関する条例の一部改正です。

新旧対照表は24ページからとなります。こちらの条例につきましても同様に、再任用職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

勤務時間や休暇等の内容についても、既存の再任用職員から変更はございません。

続いて第7条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

議案書12ページ、新旧対照表は27ページからとなります。まず、第2条の育児休業をすることができない職員と第9条の育児短時間勤務をすることができない職員について、定年条例の改正を踏まえて第2号の書きぶりを改めるとともに、第3号におきまして、定年条例第9条のいわゆる役職定年を延長されている管理職、こちらを対象に加える改正を行います。このほか、既存の再任用職員について記載をしております条文を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

次に、第8条、吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。

新旧対照表は30ページとなります。こちらにつきましては、会計年度任用職員の期末手当について、既存の再任用職員を準用をしていたものを定年前再任用短時間勤務職員に準用するというように改めるものであります。なお、期末手当の額については変更はございません。

続きまして第9条は、吉富町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてです。

新旧対照表は31ページになります。第2条に規定されております公益的法人等への派遣対象から除く職員につきまして、定年前再任用短時間勤務職員は含まず、勤務延長をされた職員や役職定年年齢後も引き続き管理職である職員は含むということの規定するための改正でございます。

次に、議案書13ページを御覧ください。

吉富町職員の再任用に関する条例についてになります。地方公務員法の改正により新たな制度が導入され、既存の再任用制度がなくなることからこの条例を廃止するものでございます。

以上が、今回改正する条例の内容となっております。

続きまして、本整備条例の附則について御説明をいたします。以後の説明では、議案書を御確認を頂ければと思います。

まず、附則の第1条では、施行期日としまして、本整備条例に規定する条例改正は、令和5年4月1日から施行することとしております。ただし、この後説明をいたします、附則第11条の規定だけは、公布の日から施行することとしております。

続く第2条から第11条までの規定は、定年条例の一部改正に伴う経過措置となります。

まず、第2条は、勤務延長に関する経過措置です。第1項では、条例の施行日前に改正前の旧定年条例に基づいて定年年齢後の勤務延長をされた職員につきまして、条例の施行日以後にその期限を迎えた場合に、新定年条例の第4条の規定により、再び1年を超えない範囲で最長3年勤務延長が可能となるという旨を定めております。

続いて、議案書14ページの第2項になります。こちらにも一度定年年齢を迎えて勤務延長されている職員について、定年の段階的引上げ期間中につきましましては、その引上げ基準日となります各年度の4月1日に定年年齢が1歳引き上げられることによりまして、一時的にその定年年齢を再び下回ってしまうという時期が生じますけれども、一旦定年となった以上は、当然ながら定年前の職員として取り扱うことはできないという旨の規定となっております。

第3項は、新定年条例の勤務延長に関する規定を第1項に該当する勤務延長職員にも準用するという旨の規定となっております。

次の附則第3条から第6条までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置となります。再任用制度が来年度から廃止をされますが、既存の再任用職員や定年の段階的引上げ期間中に61歳から64歳までの職員が定年を迎えた場合に、これまでと同様に65歳まで再任用での勤務を可能とするため、暫定再任用という制度を新たに設けることに伴う規定でございます。

第3条の第1項では、この条例の施行日より前に定年退職等をした職員のうち65歳に達する年度の末日までにある者を現行の再任用制度と同様に1年を超えない任期で常勤の職に暫定再任用ができるという旨を規定をしております。

なお、この暫定再任用の対象となる、議案書15ページに記載しております、第1号から第4号に掲げる職員の要件につきましては、現行の再任用職員と基本的に変わりはありません。

次の第2項では、この条例の施行日より後に新条例による定年退職等により第1項と同じような状況となった職員につきまして、常勤の暫定再任用を可能とする規定でございます。この規定による暫定再任用の対象者であります第1号から第6号までの規定につきましても、基本的に現在の再任用職員と変わりはありませんが、第3号と第4号に、60歳到達後に定年前再任用短時間勤務を行っていた職員が定年相当年齢を迎えて任期が満了した、その後につきましても、65歳までは暫定再任用が可能となるという旨が追加をされているということでございます。

次の議案書16ページの第3項では、暫定再任用の任期は65歳に達する年度の末日まで1年を超えない範囲で更新ができるということを規定をしております。

第4項では、その任期の更新は、勤務実績が良好である場合に行うことができると定めるものであります。

第5項では、任期の更新は、事前に本人の同意が必要となるという旨を記載をしております。

続いて第4条は、町が加入する地方公共団体の組合の職員を常勤の暫定再任用に採用することができる旨の規定となります。第1項が施行日前、第2項が施行日後にそれぞれ対象となる職員について規定をするものでございます。

次に、議案書17ページの第5条は、同じく暫定再任用のうち短時間勤務の職についての規定となります。第1項は、附則第3条第1項と同じく、この条例の施行日より前に定年退職等をし

た職員のうち、65歳に達する年度の末日までにある者について、短時間勤務の暫定再任用ができるという旨の規定でありまして、現在、本町で再任用短時間勤務職員として勤務をしており、来年度以降も引き続き再任用するという場合には、この規定が適用されて再任用ができるということになります。

第2項は、施行日後に新条例による定年退職等をした職員につきまして、短時間勤務の暫定再任用で採用することができる旨を規定をしております。

続いて、議案書の18ページ、第3項は、暫定再任用に関する準用の規定となっております。

続いて第6条は、町が加入する組合の職員につきましても、暫定再任用短時間勤務の職に採用することができる旨を定めております。第1項が施行日の前、第2項が施行日後に対象となる職員の規定となっております。

次に、議案書19ページの第7条になります。これは、暫定再任用職員についてそのまま転任等により正規職員とすることができないという旨を定め、改正地方公務員法附則第8条第3項の規定について、この条例の施行日後に設置された、ここに規定しております、第1号や第2号の新たな職についてもそれは同様であるという旨を定めたものでございます。

第8条は、60歳到達後の短時間勤務の職に任用できるものを定年前再任用短時間勤務職員に限るというふうにされているところを、これに加えて、暫定再任用短時間勤務職員も任用できると定めております。改正地方公務員法附則第8条第4項の規定について、この第1号や第2号に定める施行日後の新たな職についても同様に取り扱うという旨を定めた規定でございます。

続いて第9条になります。条例の施行日以後に定年を迎えて暫定再任用職員となった者で、次の段階的定年引上げが行われる基準日において、再び定年年齢未満となった者につきましては、基準日後も定年に達している職員とみなして暫定再任用を行うことができるという改正地方公務員法附則第8条第5項につきまして、本条第1号や第2号に定めております定年引上げの基準日後に設置された新たな職についても同様に取り扱う趣旨の規定となっております。

続いて20ページ、第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置となります。

定年の段階的引上げの期間中は、定年前再任用短時間勤務職員の任期が満了した日、つまり定年相当年齢に達した年度の年度末に任期が満了となります。この任期満了で定年前再任用が終わった職員について、その翌日にやってくる基準日に定年が1歳引上げとなることによって、再び年齢的には定年前の年齢となりますが、一旦任期満了となった以上は、改めて定年前再任用短時間勤務はすることができないという旨の規定となっております。

議案書は21ページ、附則第11条になります。改正地方公務員法附則第2条第3項の規定により、令和5年度に条例で定める年齢に達する職員に対しては、令和4年度中、今年度中に情報提供や意思確認を行う必要がありますが、その条例で定める年齢を60歳とするものでございま

す。

なお、この規定のみ公布の日から施行することとしておりますので、今年度中に、来年度60歳となる職員に情報提供と意思確認を行うことといたします。

以上が、定年条例に関する附則となります。

続いて、附則第12条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定しております。

第1項で給与条例附則第13項から第20項までの60歳到達後の給与水準を7割とする旨の規定につきましては、改正地方公務員法や附則第2条第1項に定めております、この条例の施行日前の定年後の勤務延長職員には適用しないという旨を定めております。

第2項では、暫定再任用の常勤職員の給料について、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定めた給料月額を支給する旨を定めております。

同様に第3項では、暫定再任用の短時間勤務職員の給料について、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定めた給料をベースに勤務時間に応じて支給する旨を規定をしております。

第4項と第5項では、暫定再任用職員に適用する、または適用しない給与条例の条文について定めております。該当する条文につきましては、既存の再任用職員と変更はございません。

次に、議案書22ページとなります。附則第13条から附則第15条までは、それぞれの条例改正についての経過措置となりますが、いずれもそれぞれの条例における暫定再任用職員の取扱いについて、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条例の規定を適用する旨を定めております。

最後に、附則第16条としまして、この附則に定めることのほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（是石 利彦君）** これから質疑を行います。質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくようお願いいたします。また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」との発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対し質疑ありませんか。山本議員。

**○議員（5番 山本 定生君）** 皆さん、おはようございます。詳細な部分は委員会のほうでまたお聞きしたいと思うんですが、これは法律上は今、年金は65歳。でも、公務員は60歳定年。5年間どうするんかちゅうことで、たしか再任用という制度が始まったんだと思うんですね。こ

の再任用というのが法律でなくなって、今回これに変わるという説明だった、一つ一つが本当に頭に入ってこんぐらい難しいんですが。

抜本的なことを1個お聞きしたいんです。再任用制度と今回の法改正、いわゆる延長、大きく何か違うところがあるのか。職員にとってメリット、いわゆるデメリットはないのか、大きな要点だけ、そこだけお聞きしたいんです。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、制度としましては大きく変わります。といたしますのが、再任用はあくまで一旦退職して再任用として取り扱われるということですが、今回は、そもそも常勤の職員としてそのまま65歳まで残ることができるという制度になりますので、これは大きな制度改正になります。

ただ、様々な選択肢を60歳以上の職員に与えるために、定年前の再任用ということで一旦退職していただいて再任用することも可能ですよということになりましたので、60歳以上の職員にしてみれば、選択肢が広がったということで考えてよろしいのではないかと考えております。

メリット・デメリットというところなんですが、基本的にはデメリットは今言ったように選択ができますのであまりないと思われま。メリットとしましては、給料水準が7割となるということなんですが、これは基本的には既存の再任用職員に比べますと、場合によっては既存の再任用のほうが給料が少し高くなることもあり得るんですけども、一般的には給料は若干上がります。加えて期末手当と勤勉手当の率につきましても既存の職員と同様、再任用職員は少し低いんですが、それが一般の職員と同じ率で頂けるということもありますし、扶養手当や住居手当といったものも支給されますので、そういった意味ではメリットのほうが多いのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 要は私が言いたいのは、職員たちやっぱりこれだけ苦労しているんで、選択肢増えるというのは大変いいことだと思う。今言われたメリットも大体何となく分かりました。

1つだけ疑問点があるんですよ。退職金はどうなるの。そのまま延長して65歳のときにももらえるのか。60歳で一旦退職、その退職金が要はカウントがストップされるのか。そうしないと、ちょっとかわいそうだなと思うんですが、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 退職手当につきましては、退職手当組合に加入しておりますので、そちらの条例改正を待つということにはなるんですが、現時点で退職手当組合から聞いてお

りますところによると、国もそうなのですが、ピーク時特例というものがあまして、60歳到達時点まで勤務をされた方については、定年前に退職することになったとしても、ピーク時、要するに60歳、今の定年退職ですね、それと同じ取扱いするということになっておりますので、退職手当が65歳まで定年になって、63で辞めたから定年じゃないから少し低くなるとか、そういった不利益はないというふうに聞いております。

以上でございます。（発言する者あり）65歳まで勤めた勤務年数としてカウントされます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も今、同僚議員の質問、それが一番気になっていたんですけど、そういう答弁だったので少し安心しました。

あと幾つかですね、70%に下がりますよね。下がった職員はそれから5年間ほど65歳まで働くときに、その給料の引上げとか昇給とか、アップはないんですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 基本的には7割に下がります。管理監督職であれば7割水準でさらに役職定年の分のマイナスもありまして、差額が支給されます。その差額につきましては、最初の金額で確定となりますので、それから金額が変わって上がるということはありません。60歳以上につきましては、基本的には昇給はしないという判断になりますので、7割水準の基本給料がそのまま維持されるというふうになります。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ずっと読んでんですけど、確かめというか、私の理解でいいのかなと思うんですけど、頂いたこの資料ですね、これの黒くなっているところのナンバー5のところに、60歳に達した日以降云々かんぬん書いてあるんですけど、これを活用すれば、今と変わらないのじゃないかなと思ったんですけど、そういう理解でよろしいですか。これを読むと、60歳に達した日以降、定年前に退職した職員の方が、定年が65歳になるから60歳で一応退職しました。そして……。

○議長（是石 利彦君） 議員、ちょっと待ってください。マイクの入りが悪い。コンコンとたたいてください。どうですか。入っています。どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） 網かけみたいなのところのナンバー5のところに書いてあるこの事項が、要するに60歳で一旦辞めて、その後本人の希望で短時間勤務の職に採用することができるということは、これ今と実質的にあまり変わらないのじゃないかなと思ったんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今、議員がおっしゃっておりますのは、定年前再任用短時間勤

務職員の職ということになります。そのことについて規定で書いていることになります。これにつきましては、基本的には60歳を迎えて本人の希望によりまして再任用となって、その定年前再任用短時間勤務職員の処遇といたしますのは、基本的に今の再任用職員と同じとなりますので、この制度を利用される職員については、現在の再任用制度とほぼ変わりはない。ただし、今の再任用制度につきましては、本来常勤も可能なんです、これは短時間勤務のみということになっております。もちろん、この制度を使わずに65歳まで普通に勤めるということも可能となりますので、そういった意味では選択肢が増えるということになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最後に、職員組合との合意は取れているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） これも交渉をさせていただきまして、基本的には国の方針に準じて、こういった定年の延長の制度を行うということで組合等の合意を得ております。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） るる説明を受けて、まだ頭に入らないんですけれど、来年度からの改正なので、例えば和才課長があと何年かで定年になるというときに、そういうソフトがあって、個々の、この人この人のシミュレーションができるのか、そういうふうにするのか。一々、総務財政課長が一人一人、法律中身を読んで計算するんじゃないと思うので、そういうところは どういうふうになるのか教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今後のどういうふうに職員が異動していくかというシミュレーションというところですかね、人件費のことになりますか。

○議長（是石 利彦君） もう一度、どうぞ。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 例えば、現在の給料も課長違うと思うんですけれど、定年になって再任用になった場合に給料がどのぐらいになるとかというのは、そういうソフトがあってそういうシミュレーションができるのかということです。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 人事給与システムというのがございます。試算することは可能となっております。ですので、そういったものを使いながら、先ほど言いましたように情報提供、事前の意思確認、そういったものを順次やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第58号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第58号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 議案第58号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

証明書のコンビニ交付サービスの運用開始に合わせまして、印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードの利用によりコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末を介した交付を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は24ページでございます。

改正の内容は、第14条のこれまでの印鑑登録証を役場に持参して行う証明書の交付申請についての規定の次に、第14条の2としてマイナンバーカードによる交付申請の規定を新たに追加するものでございます。

条文の内容といたしましては、印鑑登録者が個人番号カードとそのカードに記録された4桁の暗証番号の一つであります利用者証明用電子証明書を利用して、地方公共団体情報システム機構と本庁の電算機、そしてそれが通信回線で接続されたキオスク端末を介しまして、印鑑登録証明書の交付を申請することができる旨を規定するものでございます。

なお、地方公共団体情報システム機構とは、住基ネットの運営や個人番号カードの作成、そしてその関連システムの運営、そして、今回本庁が導入いたしますコンビニ交付サービスのクラウドシステムを開発・運営している、国と地方公共団体が共同で管理しております法人でございます。

附則の施行期日は、コンビニ交付サービスの運用開始を予定しております、令和5年1月18日からとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） マイナンバーカードだけでいいんですかね。印鑑カードみたいなものがありますよね、印鑑登録のカード、それは持っていかなくていいんですか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） コンビニエンスストア等のキオスク端末を介して交付申請をする場合は、マイナンバーカードのみを使用することとなります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第65号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第65号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第9号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第5. 議案第66号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第66号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、

次に4ページ、事項別明細書総括歳入、5ページ、同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページ、歳出8ページ、9ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） こちらのほうで2款と3款のほうで増額されているんですが、増額の理由を説明ください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えします。

平成28年度から医療費が高騰化しています。それによって、高医療市町村に指定されている状況がここ数年続いております。状況としては、今回の療養給付費として764万5,000円、高額療養費として809万9,000円をそれぞれ増額補正をしております。令和3年度の1人当たり医療費というのが50万1,633円となり、月額平均でいきますと4万1,830円となります。今年度の9月診療分までの月平均でいきますと4万6,809円という金額になります。

今後、冬場のそういった時期を迎えるに当たって、既に昨年のも月平均の医療費よりも高い状況にある中で、改めて昨年の一旦決算額と同額程度の補正を計上しているという状況であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） なぜ吉富町がこんなに毎年高くなっているのか。先日、私たちが議会の勉強会、研修視察したんですけど、やっぱりよそから見ると、この狭い縦3キロ横2キロの中に、みんながある程度密集して住んで、医療機関もこんなにたくさんあると。こんな幸せな町は見たことないと言われるぐらいに褒めてもらえる町なんですけど。でも、すごい保険額高いやないですか。何ですかね。逆なら。よく言われるのが、山間部の町村は医療費が安いと言われるんですね。医療にかかりたくても病院がないから。1週間に一遍も行けないと。1か月に一遍行けたらいいほうだとかいうところもあるんで、逆なら……。その辺の分析があったらちょっと教えてほしいんですよ。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 高騰化している理由の一つとしては、重症化する医療給付の必要な被保険者の割合が大きいこと、それから精神疾患とか、がんの治療とか、引き続き継続して高額なそういった療養費がかかるという方が多いこと。ただ、そこには、あらかじめの特定健診とかそういった様々健診受診していただいているわけなんですけど、コロナの中で特定健診、がん検診というのが、なかなか受診されにくい環境もあったので、そこは個別検診等で対応はしているんですけど、なかなか病院に行く、早期発見・早期治療じゃないんですけど、そういった対応が遅れがちなのかなというところは、財政を預かる側としてはそういった分析をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 歳入歳出、最後に聞くべきなんだと思うんです。今せっかく聞いたんでそのままお聞きしたいんですけど。吉富町というのは、ある特定機関、医療機関名は言いませんけど、よその町から見てもらえなくなった患者を最期まで見てもらえる病院があると言われて、本当にこれはいいことだと思うんですよね。吉富町はここに暮らせば、最期まで本当に暮らせるという。ただ、どうなんですか。今後吉富町として、いわゆる県に今度保険が変わったやないですか。それが町にとって負担にならないのかとか、切捨てが出てこないのかとか、そこ怖いんですよ。せっかく吉富町は今、若い子も住みたいという町になっていて、最期まで自分でここで暮らしたいという人がいっぱいいらっしゃる中で、町が責任を持って見ていく中で、逆に県の保険になったことによって、何らかの町にとってデメリットとか出てこんのかなと、そこだけが心配なんです。それはないですかね。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議員おっしゃられるように、国保の制度改正により会計自体が実際に県の市町村で統一されているというところであります。かかる医療給付費については、県あるいは国から交付金として交付を受けるわけなんですけど、その交付にひもづくそれぞれの自治体の負担というのが納付金というところで反映されます。その納付金を県に対して支払うに当たって、町では保険税としてそれを負担していただくという流れになります。町としては、なるべく保険税の税率というのを上げるというのはなかなか低所得者層が多いという状況もありますので、そこは慎重に検討しているところであります。

対応としては、広報等で頻回受診とか薬のもらい過ぎというのはあれなんですけど、整理といえますか、不要なそういうお薬というところはそれぞれで管理していただきながら、皆さんでまずはそれぞれの健康管理で対応できる部分については管理してもらいながらというところをお知らせはしているんですけど、先ほど来申し上げたとおり、高医療市町村というところが次年度も継続して続く状況であります。いずれにしろ、納付金を賄うための国保税の改正というところも近いうちに検討する必要があるかなと思います。

併せて、今、高医療指定市町村になっている状況の町としては、他の市町村と比べて、医療費に対して納付金がバランスが取れていない状況です。医療費に見合う納付金というところを算定したときに、あまりにも高くなるというところで激変緩和措置という対応していただいているんですけど、その対応もだんだん国の全世代型社会保障制度というところがありますので、その部分はだんだん激変緩和というところが厳しくなるというところもあります。だから、ある程度の早い段階で、加入者の人たちにそれぞれ健康管理というところに考えていただきたいなというところでもあります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 10ページ、ございませんか。歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 補正予算給与費明細書（第3号）、11ページ、12ページ、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第6. 議案第67号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第67号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書、収益的収入及び支出5ページ。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 収益的収入及び支出のところで、10節の備用品費で13万円上がっていますが、これは物価高等の折、薬品代等の値上げに要するものでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） この備用品費につきましては、現在水道事業で導入をしております遠隔監視システムという、直接職員が現場に行かなくても、パソコンの中で常時浄水場の状態が把握できるようなそういった監視システムを導入しております。今回この備用品費で13万円を計上いたしましたのは、そのシステムで使っているパソコンが故障したということで、いろいろと調べていただきましたがハードディスクのほうの故障ということで、今回パソコンの買換えということで計上させていただいております。

議員質問で言われました薬品費等であれば、1目原水及び浄水費の23節薬品費というものがございまして、そちらのほうで計上することになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 5ページ、ほかにありませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 施設で動力費といいますか電気料で、全般で高圧の電気、電力を使っているところはないんでしょうか。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 水道施設のほうでは高圧施設はなくて、幸子浄水場においても、ぎりぎりのところではあるんですが、低圧の受電というようなことで運転をしております。以上です。

○議長（是石 利彦君） 内容を吟味して質問していただきたいと思います。では、次に行きます。給与費明細書6ページまで、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第67号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。

---

#### 日程第7. 議案第68号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第68号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。補正に関する質疑でよろしくお願いたします。補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、3ページ、予定貸借対照表4ページ、5ページ、補正予算明細書、収益的収入及び支出6ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 6ページ、支出のところ、今回特にマンホールポンプ電気代、汚水中継ポンプ場電気代、クリーンセンター電気料が上がっているんですが、この時期に上がっている理由が何かあるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今回の1目管渠費、2目ポンプ場費、3目の処理場費につきましては、それぞれに水中ポンプ等を下水道の処理の中で設置している施設があります。その電気代ということなんですが、昨今の社会状況により、電気代のほうが単価が少し上がっているというようなことから、当初予算と今後の3月までの支出額を比較したときに、これだけ電気代のほうが不足するだろうというそういった見込みの下に今回の補正をしております。

そのうち3目の処理場費に関しては、先ほど水道のほうで高圧低圧という質問がありましたが、

この下水道処理場につきましては、高圧電力を受電をしております。このたび、現在までの契約でありましたエフビットのほうから九州電力のほうに契約を変更したということから、九州電力のほうでは現行の1.2倍の料金単価というような形の設定をされております。そういったことから電気代のほうの不足というようなことから、今回の補正をお願いしたわけでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 6ページ、ございませんか。資本的収入及び支出7ページ、給与明細書8ページまで、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時08分散会

---